

鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について

〔 19生産第9427号
平成20年3月31日
農林水産省生産局長 〕

改正 平成21年3月31日

改正 平成21年5月29日

最終改正 平成22年4月1日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表第1の事業内容欄に定める推進事業及び整備事業の実施に必要な交付金の配分基準を、次のとおり定める。

第1 配分基準

各都道府県の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる1から3までにより配分額を順次算定して得た額を合算して得た額とする。

1 広域事業計画に対する配分

予算額から要綱別記1の第1の2の広域事業計画又は広域分割事業計画に係る要望額に相当する額を当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県にそれぞれ配分する。

2 基礎配分

予算額から上記1による配分額を差し引いて得た残額のうち、2.5割を都道府県別の被害額に応じて、2.5割を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の被害防止計画を作成（都道府県と協議中のものを含む。）している市町村の数に応じて、各都道府県の要望額から上記1による当該都道府県への配分額を差し引いて得た額を上限として、各都道府県に配分する。

これにより、都道府県別の要望額を上回った分の額については、下記3に繰り入れるものとする。

3 ポイント配分

予算額から上記1及び2による配分額を差し引いて得た残額については、別表に基づき算定したポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県の要望額から上記1及び2による配分額を差し引いて得た額を上限として、当該都道府県に配分する。

最終の配分可能額が同一ポイントを獲得した事業実施計画に係る要望額の合計を下回る場合は、最終の配分可能額をこれらの事業実施計画に係る要望額に応じてこれらの都道府県に配分する。

第2 広域事業計画に対する配慮

都道府県知事は、上記第 1 の 1 により広域事業計画又は広域分割事業計画に対する配分があった場合には、当該計画については、優先的に配分するよう配慮するものとする。

第 3 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

別表

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 計画性に関する審査 ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に規定する被害防止計画に基づく取組の場合 イ ア以外の被害防止計画に基づく取組の場合	5 1
2 総合性に関する審査 ア 個体数調整、被害防除及び生息環境管理に関するすべての取組が行われる場合 イ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか2つの取組が行われる場合 ウ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか1つの取組が行われる場合	5 3 1
3 広域性に関する審査 ア 複数市町村を範囲とする被害防止計画による取組である場合 イ 一市町村全域を範囲とする被害防止計画による取組である場合 ウ 一市町村のうち一部地域を範囲とする取組である場合	5 3 1
4 実施体制・実効性に関する審査 ア 狩猟免許の取得による捕獲の担い手、技術指導者の育成などにより地域における被害防止対策に係る人材の育成確保に取り組む場合 イ 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を編成している場合 ウ 地域協議会に、行政（市町村等）、農林漁業者（農林漁業団体等）、技術指導者（都道府県の普及指導機関等）、捕獲関係者（猟友会等）のすべてが含まれている場合	3 2 1
5 被害の軽減目標に対する審査 ア 被害防止計画において被害面積及び被害額のいずれも30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 イ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを30%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合 ウ 被害防止計画において被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽減する目標を定め、当該目標に向かって取り組む場合	5 3 1
6 その他 ア 推進事業・整備事業を一体的に取り組む場合 イ 農業新技術2007に記載された技術導入による整備を行う場合 ウ 事業実施主体が当該都道府県における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う場合 エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第18条第1項により確認を受けた防除の確認に資する	2 1 1 1

取組を行う場合		
オ	地域協議会を構成する市町村において鳥獣保護法に規定する鳥獣の捕獲許可権限の委譲を受けて捕獲に取り組む場合	1
カ	新規に鳥獣被害防止総合支援事業に取り組む場合	1

注 1) 1 の計画性に関する審査の取組内容については、当該事業の実施までに、鳥獣被害防止特措法第 4 条に規定する被害防止計画を作成することが確実と見込まれる場合は、当該計画が作成されているものとみなす。

複数の市町村に跨る地域協議会等の事業実施主体が事業を実施する場合、地域協議会を構成する市町村がすべて鳥獣被害防止特措法第 4 条に規定する被害防止計画（作成することが確実と見込まれる場合を含む。）に基づく取組を行うと見込まれる場合には、アを満たしているものとみなす。

注 2) 2 の総合性に関する審査の取組内容については、以下のとおりとする。

①個体数調整とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、生息状況調査等に係る取組。

②被害防除とは、防護柵の整備、追払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査（情報マップの作成を含む）等に係る取組。

③生息環境管理とは、緩衝帯の設置（牛の放牧等）、放任果樹の除去、里山の整備等に係る取組。

なお、当該事業実地主体の地域において、被害防止計画で対象とする鳥獣の防護柵の整備が必要な地域（既整備地域を含む）で、既に概ね 8 割以上において防護柵が整備済み又は当該年度において整備が見込まれる場合は、被害防除に関する取組が行われているものとみなす。

注 3) 4 の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のイについて、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を編成することが確実と見込まれる場合は、編成されているものとみなす。

注 4) 5 の被害の軽減目標に対する審査については、被害防止計画に記載された対象鳥獣の被害軽減目標を達成するために取り組む場合に付与できるものとする。

注 5) 6 のその他のアについては、整備事業の事業実施主体が、推進事業の事業実施主体である地域協議会の構成員である場合にも、一体的に取り組むものとして付与できるものとする。

注 6) 6 のその他のカについては、地域協議会及びその各構成員がこれまで鳥獣被害防止総合支援事業に取り組んでいない場合に算定できるものとする。

注 7) 審査項目の 1、2、3 及び 5 については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。

4 及び 6 については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算できるものとする。

注 8) 4 のアについては、事業実施計画の内容により算定するものとする。4 のウについては、事業実施計画に添付する被害防止計画に定める地域協議会の構成機関及び関係機関により算定するものとする。

また、2 及び 3 については、事業実施計画に添付する被害防止計画により算定するものとする。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。